

保護者の皆様へ

大阪市教育委員会
大阪市立姫島小学校長 吉田 健太

非常変災時の措置について

これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとることがありますので、ご理解ご協力いただきますようお願いいたします。

記

午前7時の時点、及び午前7時を過ぎて始業時刻（午前8時30分）までに、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、**臨時休業措置**とします。

- ア 大阪市において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。
- イ 所在する区のいずれかの地域において河川氾濫の警戒レベル3（高齢者等は避難）、警戒レベル4（全員避難）の発令があった場合。
- ウ 大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生（気象庁発表）した場合。
- エ 「南海トラフ地震に関する情報」（臨時）のうち、「観測された現象を調査した結果、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された場合」に関するもの（気象庁発表）が発表された場合。
- ※ ただし、上記ア～エにかかわらず、「暴風警報」、「暴風雪警報」以外の警報の発表、登校時の安全が確保できない事態の発生その他学校園周辺の緊急事態等が生じた場合、若しくは教育施設の被害その他教育活動の実施が困難となる事態等が生じた場合、又はこれらの事態が生じるおそれがあると認められる場合には、校長の判断により臨時休業措置とすることがあります。
- ※ 児童が登校している場合や始業時後に上記の態様及び規模の災害等が発生した場合は、保護者引き渡しとさせていただきます。
- ※ 登下校中に災害等が発生した場合は、その状況に応じ、自宅にもどったり、小学校に避難（登校）したりするなど、安全確保につながる行動がとれるよう、ご家庭でお子さんとよく話し合っておいてください。
- ※ 臨時休業等の措置を取った場合は、姫島小学校ホームページに掲載します。また、保護者メールの配信をいたしますので未登録の方は、この機会に登録をお願いします。なお、変災時、停電等の不測の事態により、ホームページの掲載や保護者メールの配信、電話ができない場合は、保護者による引き渡しとなりますので、来校をお願いします。
- ※ 学校が臨時休校となった場合は、いきいき活動も休止となります。